

周防大島町地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和3年7月7日

告示第84号

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、周防大島町地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の策定及び実施に関する事項を協議するため、周防大島町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 公共交通計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 公共交通計画の実施に関する事項
- (3) 公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(協議会の委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 周防大島町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送業者
- (4) 山口運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 公益社団法人山口県バス協会
- (7) 住民又は利用者の代表
- (8) 道路管理者、山口県警察、学識経験者その他の運営上必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再委嘱を妨げない。

2 委員が辞職したときは、これを補充することができる。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び会長職務代理)

第5条 協議会に会長をおき、周防大島町長又はその指名する者をこれに充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 第3条第2号から第8号までに掲げる委員については、会議に代理人（当該委員の属する団体又は機関に属する者に限る。）を出席させることができる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正、かつ、円滑な議事運営に支障が生じると会議が認めるときは、非公開で行うものとする。

(議決)

第7条 会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 山口運輸支局長又はその指名する者は、議決に加わらないことができるものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、会長が軽微な案件であると認めるとき又は協議会を開催するいとまがないとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面による協議をもって会議の議決に代えることができる。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、周防大島町産業建設環境部商工観光課において行う。

(守秘義務)

第9条 委員及び関係者は、第6条第5項ただし書の規定により非公開で行った協議会の内容を漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、

当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第11条 協議会は、申請内容その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、周防大島町の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。

(報償費)

第13条 委員の報償の額は、1日の出務につき5,000円とする。

2 委員の交通費は、周防大島町報酬及び費用弁償条例（平成16年周防大島町条例第37号。以下「費用弁償条例」という。）第5条第3項及び第4項の規定に準じ、前項の額に加算して支払うものとする。

3 委員の報償の支払方法は、費用弁償条例第3条第1項及び第3項並びに第4条第1項の規定に準じて支払うものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、国及び地方公共団体の職員の身分をもって委嘱された委員については、報償を支払わない。

(監査)

第14条 協議会に監査委員を2名置く。

2 監査委員は第3条に規定する委員の中から会長が指名する。

3 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この告示は、令和3年7月7日から施行する。